

和歌山県監査公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月28日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 富 安 民 浩
和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
伊都振興局	令和3年10月22日
和歌山県農林大学校	〃
和歌山県立古佐田丘中学校・和歌山県立橋本高等学校	〃
和歌山県立紀北工業高等学校	〃
和歌山県立紀北農芸高等学校	〃
和歌山県立笠田高等学校	〃
和歌山県立伊都中央高等学校	〃
和歌山県立きのかわ支援学校	〃
和歌山県橋本警察署	〃
和歌山県かつらぎ警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 伊都振興局地域振興部

(ア) 地域・ひと・まちづくり事業補助金において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 随時の資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 伊都振興局健康福祉部

(ア) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県農林大学校

現金出納簿において、出納員押印欄に押印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立古佐田丘中学校・和歌山県立橋本高等学校

常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立紀北工業高等学校

行政財産使用料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立紀北農芸高等学校

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 設備に係る点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。